

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）
根拠条項	第131条の2第2項
許認可等の種類	計画道路等がある場合の高さ制限の例外認定
法令の定め	<p>第131条の2</p> <p>2 建築物の敷地が都市計画において定められた計画道路（法42条第1項第4号に該当するものを除くものとし、以下この項において「計画道路」という。）若しくは法第68条の7第1項の規定により指定された予定道路（以下この項において「予定道路」という。）に接する場合又は当該敷地内に計画道路がある場合において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物については、当該計画道路又は予定道路を前面道路とみなす。</p>
審査基準	<p>設定しない</p> <p>（理由）事例がなく、当分の間該当する処分がないと判断される。</p>
標準処理期間	<p>総期間 設定しない日</p> <p>経由機関 日（市町村）</p> <p>協議機関 日（ ）</p> <p>処分機関 日（建築指導課）</p>
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ（電話番号：011-204-5578）
申請先等	市町村建築課
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ（電話番号：011-204-5578）
備考	罰則規定 第99条（実体規定違反の場合）

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）
根拠条項	第131条の2第3項
許認可等の種類	壁面線の指定等がある場合の高さ制限の例外認定
法令の定め	<p>第131条の2</p> <p>3 前面道路の境界線若しくはその反対側の境界線からそれぞれ後退して壁面線の指定がある場合又は前面道路の境界線若しくはその反対側の境界線からそれぞれ後退して法第68条の2第1項の規定に基づく条例で定める壁面の位置の制限がある場合において、当該壁面線又は当該壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物で特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、当該前面道路の境界線又はその反対側の境界線は、それぞれ当該壁面線又は当該壁面の位置の制限として定められた限度の線にあるものとみなす。</p>
審査基準	<p>設定しない</p> <p>（理由）事例がなく、当分の間該当する処分がないと判断される。</p>
標準処理期間	<p>総期間 設定しない日</p> <p>経由機関 日（市町村）</p> <p>協議機関 日（ ）</p> <p>処分機関 日（建築指導課）</p>
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ（電話番号：011-204-5578）
申請先等	市町村建築課
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ（電話番号：011-204-5578）
備考	罰則規定 第99条（実体規定違反の場合）

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）
根拠条項	第144条の4
許認可等の種類	道に関する基準の例外的認定
法令の定め	<p>第144条の4 法第42条第1項五号の規定による政令で定める基準は、次の掲げるものとする。</p> <p>一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合においては、袋状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。）とすることができる。</p> <p>イ～ニ 略</p> <p>ホ イ～ニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合。</p> <p>二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合除く）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむ得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。</p> <p>三 略</p> <p>四 縦断勾配が12パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。</p> <p>五 略</p>
審査基準	道路位置指定標準（別紙）のとおり
標準処理期間	<p>総期間 80日</p> <p>経由機関 日（市町村）</p> <p>協議機関 日（ ）</p> <p>処分機関 日（（総合）振興局）</p>
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ（電話番号：011-204-5578）
申請先等	市町村建築課
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ（電話番号：011-204-5578）
備考	罰則規定 第99条（実体規定違反の場合）

○ 道路位置指定標準

第1 目的

この標準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定について、その具体的な標準を定めることにより良好な市街地の形成に資することを目的とする。

第2 指定道路の形態

位置の指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）の形態については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第144条の4及び旧建設省告示第1837号（昭和45年12月28日）の規定によるほか、この標準の定めるところによる。

第3 指定道路の幅員及び延長

- 1 指定道路の幅員は、別図に示す方法によって図るものとし、延長は、道路の各部分の中心線によって計るものとする。
- 2 指定道路尾延長が70メートルを超えるものにあつては、有効幅員を6メートル以上としなければならない。

第4 転回広場の間隔

- 1 放題144条の4第1項第1号ハの規定による転回広場の間隔は、指定道路の接続する既存道路の側端（法第42条の第2項の規定により道路の境界線とみなす線がある場合は、その境界線）を機転として計るものとする。
- 2 既存の袋状道路に接続する場合で、当該道路の延長が35メートルを超えるものにあつては、この既存の道路にも転回広場を設けなければならない。ただし、転回広場を設けることが著しく困難と認められる場合で、当該既存道路に最も近いところに転回広場を設けたいときは、この限りでない。

第5 回転広場の規模

- 1 転回広場で、国土交通大臣が定める基準に適合するものは、次の各号に該当するものとする。
 - (1) 小型自動車2台が停車できるものとし、1台当たりの停車に必要な広さは、長辺が5メートル以上、短辺が2.5メートル以上であること。
 - (2) 転回広場が長方形である場合は、別図に示すように、その角をはさむ辺の長さが2メートル以上の二等辺三角形の部分を道路に含めて設けることにより、自動車の転回に支障のない形状とすること。
 - (3) 転回広場の形状は、別図又はこれに準ずるもので、自動車の転回に有効と認められるものとする。

第6 指定道路のすみ切り

- 1 指定道路が接続する道路との間に水路がある場合のすみ切りは、別図に示す形状とすること。
- 2 指定道路の角地のすみ切りは、次の悪業の一に該当し、かつ、交通安全上支障がないと認められるときは、その部分についてのみこれを設けないことができる。この場合において、一方のすみ切りは、隅角をはさむ辺の長さが3メートル以上の二等辺三角形の部分を道に含むものとしなければならない。
 - (1) 道路を河川、水路等に接して築造する場合で、これに交差する道路の橋りょう、欄かん等により、すみ切りができないとき。
 - (2) 既存の堅固な用壁若しくははがけ地等があり、すみ切りを設けることが著しく困難と認められるとき。

第7 指定道路の側溝を設け、次の各号により築造しなければならない。

- (1) 道路の両側には、コンクリート製U字溝を設け、堅固で耐久力を有する構造とし、溢水のおそれのないものとする。
- (2) 敷地内の排水に k んけいなく路面のみの排水に供する側溝については、前号にかかわらず、L字型側溝とすることができる。
- (3) 側溝に土砂の流入のおそれがある場合には、側溝の隅各部等適当な箇所に溜柵を設けること。

第8 排水施設の末端

側溝及び下水管等の排水施設の末端は、公共下水道、都市下水路その他排水施設の管理者の同意を得て、これに連結すること。

第9 指定道路の廃止及び変更

- 1 法第43条の規定に抵触する式知恵尾生じないこと。
- 2 通り抜け道路の入部廃止は原則として認めない。
- 3 指定道路の廃止により路地状となる敷地が生じる時は、徒事縦横部分の使用関係を明確にし、借地の場合は建築敷地として敷地承諾を得ること。
- 4 廃止又は変更により直接影響を及ぼすと考えられる部分利権者（家屋の所有及び使用权者を含む。）

第10 特例

- 1 この標準により難い事情があると認め、その計画が避難及び運行の安全並びに衛生上支障がないと認めるものは、この標準によらないで指定することができるものとする。ただし、この場合、申請者は、この標準により難い事情を記載した書面を申請書に添付しなければならない。
- 2 幅員8mを超える道路(将来市町村道として認定されることが予想されるもの)については、この標準によるほか、道路構造令（昭和45年政令第320号）の定めるところにより計画するよう指導するものとする。